

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

公告に示すとおり。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

公告に示すとおり。

## 3 入札参加資格を有することの確認に関する事項

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）（以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に記載されている書類を添付し、公告の示す場所へ提出期限までに郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

公告に示すとおり。

なお、契約条項、入札説明書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（様式第1号）により、公告の示す場所へ受付期間内に説明を求めることができる。

## 5 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札は、公告の示す日時及び場所に本人又は代理人が出席して入札書を提出する。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 6 入札書等の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式第5号）に必要とする事項を記載し、公告に示す日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、仕様書を満たす条件で1台あたりの金額を記載すること。

イ この入札による契約は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 下取車の引き取り車両価格については、入札書に記載する金額に含めること。

エ 入札書に記載する金額は、買い入れを行う車両価格及び登録、下取りの手続きに要する一切の費用や通常の取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

オ 入札金額は、総額から引き取り車両価格を差し引いた金額とし、入札書に差し引いた引き取り車両価格を明記すること。

自動車税、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料金は、入札金額に含めないこと。

カ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

キ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(4) 環境配慮のため、入札書及び委任状の封筒は必要ありません。

## 7 入札保証金

入札保証金の納付は、県が定めた「福島県財務規則(以下「財務規則」という。)」第249条第1項第4号の規定を準用し免除するものとする。ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納めなければならない。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 入札に先立ち、代理人の入札の場合は、上記6の(2)の書類確認を受けるものとする。
- (2) 開札は、入札終了後ただちに入札会場で行う。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、2回に限り再度入札に付すことができるものとする。

## 9 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 上記3により参加資格があると通知を受けた者以外の者が提出した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 落札者の決定方法

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

## 12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定する金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 13 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。

## 14 契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間の国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき
- (7) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(8)から(13)まで (略)

## 入 札 書

金 額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【上記のうち車両引き取りに係る金額(税抜)】  
金 \_\_\_\_\_ 円也

案 件 名  
納 入 場 所  
納 入 期 日 平成 年 月 日

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

財団法人 福島県下水道公社理事長 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。  
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。  
3 随意契約の場合の見積書は、この様式に準じて作成すること。

# 委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

平成 年 月 日に執行される「記」の  
入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

財団法人 福島県下水道公社理事長 様

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

受任者 職名又は住所  
氏 名 印

(代理人が出席する場合に必要)